

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会貢献を通じて企業価値を向上させるために、経営の透明性を確保し、すべてのステークホルダー(利害関係者)への説明責任を果たすことが経営の最重要課題のひとつであると認識しております。そのためにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが必要不可欠であり、企業統治体制のさらなる充実にむけて取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	6,486,000	9.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,182,000	7.38
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,315,450	4.72
株式会社京都銀行	3,090,050	4.40
日本生命保険相互会社	2,974,670	4.23
パーシングディヴィジョンオブドナルドソンラフキンアンドジェンレットエスイーシーコーポレイション	2,958,300	4.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,769,000	3.94
東京海上日動火災保険株式会社	1,958,500	2.79
三菱商事株式会社	1,732,500	2.47
日本新薬従業員持株会	1,395,014	1.99

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
-------------	---------------

決算期	3月
-----	----

業種	医薬品
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人の独立性が確保されるよう取締役会を監視し、会計監査人との定期的な会合を通じて、監査計画の概要や中間監査の実施状況等の報告を受けるほか、往査時における立会いなどにより密接な連絡を保ち、相互に監査の実効性と効率性の向上に努めております。監査役による監査に加え、代表取締役直属の組織である監査部が9名体制で内部監査規程に則った業務監査を実施しております。監査役は監査部との間で、連携を密にすべく定例的な会合および必要に応じた適宜の方法を通じて、相互に監査計画および監査実施結果等を報告するとともに、協議、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
田辺 保雄	弁護士									
鈴間 能成	他の会社の出身者									

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
田辺 保雄	○	独立役員	法律の専門家であり、経営機能の監視に適した人材であり、独立役員の要件を充足している。
鈴間 能成	○	独立役員	大阪ガス株式会社およびその関係会社において、経理をはじめとし企業経営に直接関与した経験があり、財務および会計に関する相当の知見を有するものであり、また監査業務において高い見識を有した人材であり、独立役員の要件を充足している。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

賞与については当該年度の会社業績をベースに支給額を決定する方式を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

直前事業年度(平成22年4月1日～平成23年3月31日)
 ・取締役に対する報酬:235百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、役職による水準と取締役の業績によって決定されます。その内容は、月額報酬は役職に応じた定額に各取締役の業績を加味して決定し、賞与部分は営業利益に連動し、役職に応じて一定の割合を乗じた金額に各役員業績を加味して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会、監査役会の開催に係り、それぞれの議案および報告事項に関する資料を、秘書室スタッフが事前に社外監査役に送付しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は代表取締役社長、常務取締役、取締役5名の合計7名で構成されており、経営の最高意思決定機関としての役割を持ち、原則月1回開催し、取締役会規則に定める重要業務の決定と業務執行状況の監督を行っております。直前事業年度(平成22年4月1日～平成23年3月31日)の取締役会開催は17回でした。取締役会に提案すべき案件の内、事前に検討を要する重要な事案については、取締役および監査役全員の出席のもと、起案部門による事前説明が行われ、事案の細部におよぶ質疑応答を行っております。当社は監査役制度を採用しております。監査役会は、監査役4名体制で、常勤監査役2名と非常勤社外監査役2名により構成されています。監査役は取締役会に出席するなど、監査機能の充実に努めています。

監査役による監査に加え、社長直属の監査部門が内部監査規程に則った業務監査を実施しております。
会計監査人については有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、適正な会計処理および透明な経営の確保に努めています。トーマツの指定有限責任社員の公認会計士の氏名および継続監査年数は次の通りです。高橋一浩氏:6年、岩淵貴史氏:2年。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役については、その経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に対して最適な経営体制を機動的に構築するため、任期を1年としております。すべての取締役会および事業に関する重要な会議には監査役が出席する体制で、社外監査役は2名とも当社からの独立性が確保されており、監査役会による経営監視機能が十分働いていると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	——

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に年4回開催	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期毎に更新	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「日本新薬グループ行動規範」に規定。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境基本方針」を制定、2008年まで毎年環境報告書を発行、2009年よりCSR報告書と改称し記載内容をさらに充実させた。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「情報開示規程」を制定、情報開示委員会を毎月開催。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、人間尊重を第一義として、常に社会貢献を念頭におき、より高い倫理観をもって行動すべく努力を重ねております。このことが、企業価値を向上させることに密接に関連するものと認識しております。内部統制システムもその手段であり、事業体を構成するすべての人々により実践されるプロセスです。法令を遵守し、事業の有効性と効率性を求め、それから導き出される財務報告の信頼性を確保するという目的達成にむけて合理的な保証を提供するものと考えております。

＜内部統制システムの構築に関する基本方針＞

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 日本新薬グループ行動規範を遵守した企業経営を行う。
- (2) 取締役の職務執行状況は、監査役監査基準に基づき、監査役の監査を受ける。
- (3) 取締役の職務執行に係るコンプライアンス違反の通報窓口として、内部通報制度(ほっとライン)を運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、法令もしくは社内規程等で定めるところに従い、保存及び管理する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。
- (3) 必要に応じて取締役及び監査役が常時閲覧・謄写することができる体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクマネジメント基本規程に則り、統括部門のもとで、日本新薬グループ全体のリスクマネジメント活動を推進する。
- (2) 経営に重大な影響を与える損失が発現する場合に備え、予め必要な対応方針及び対応マニュアルを策定し、当該損失が発現したときには損害を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役及び各業務執行取締役並びに各執行役員は、業務分掌並びに取締役規程及び執行役員規程に基づき、業務の執行を行う。
- (2) 定例の取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、緊急に意思決定を要する場合等必要に応じて、法令及び定款その他社内規則に従い書面等にて取締役会決議を行うことができるものとする。
- (3) 取締役会において、中期経営計画及び各事業年度の計画を策定し、企業全体の目標を設定し、執行体制を確保する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 日本新薬グループ行動規範の遵守を徹底させ、使用人の意識向上を図る。
- (2) 日本新薬グループコンプライアンス態勢運用規程に則り、コンプライアンス統括責任者を任命し、コンプライアンス統括部門において、部門責任者のリーダーシップのもとでコンプライアンスを推進する。
- (3) 使用人の職務執行に係るコンプライアンス違反の通報窓口として、内部通報制度(ほっとライン)を運用する。
- (4) 内部監査部門が定期的に内部監査を実施する。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 日本新薬グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するため、日本新薬グループ行動規範、グループ会社管理規程などのグループとしての規範、規則に基づいた管理を実施する。
- (2) 内部監査部門は、日本新薬グループにおける内部監査を実施し、日本新薬グループの業務全般にわたる業務執行の有効性と妥当性を確保する。
- (3) 日本新薬グループ役員におけるコンプライアンス違反の通報窓口として、内部通報制度(ほっとライン)を運用する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その職務内容に応じた能力を有する使用人を配置する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 前号の使用人は、取締役から独立し、人事異動・考課は監査役会の同意を要する。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 代表取締役及び業務執行取締役は、監査役に対し、取締役会等の重要な会議において適宜その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- (2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は直ちに監査役に報告する。
- (3) 監査役は、監査役会規則に従い、必要に応じて取締役及び使用人等に対し報告を求めることができる。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つ。
- (2) 監査役会は、内部監査部門と緊密な連携をとることができる。

当社は従前よりコンプライアンスの推進に努めてまいりましたが、平成19年度より、関連会社を含む日本新薬グループとして取組むべく「日本新薬グループ 行動規範」を制定し、「日本新薬グループコンプライアンス態勢運用規程」を設け、さらなる企業倫理の啓発・遵守に努めてまいっているところであります。また、リスク管理を含む内部統制全般についてもグループ企業にまで広げ、CSR・内部統制推進部を核として機能強化を図っております。さらに社長直轄部門とした監査部の内部監査により、各業務の執行を確認しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営活動への反社会的勢力や団体による関与の防止や当該勢力等による被害を防止するため、基本的考えを日本新薬グループ行動規範に定め活動しております。

当社は、反社会的勢力に対応する統括部署を定め、不当要求防止責任者を指定し、反社会的勢力への確に対応するため、地域の企業防衛対策協議会などの関係機関や警察本部関係部局と連携した活動を推進しております。

地域関係機関や警察本部関係部局等からは情報収集に努め、得られた情報は資料化し社内関係者に配布して共有化を図り、具体的事例情報については対応要領をマニュアルに整備し社内関係者の教育研修に活用しております。さらに全国事業場の担当者を集めた会議では、マニュアル等資料に基づき研修するほか、事業場、関連子会社の要請に応じ本社の担当者を派遣し研修会を随時実施しております。

また、社内からは、特定の株主ほか全ての株主からの利益供与の要請に応じていないことや反社会的勢力等に利益供与がなかったことを報告させるとともに、そのような利益供与があった場合には、即時に統括部署へ報告をさせ、必要な対応を取ることとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

平成19年6月28日開催の当社定時株主総会において承認されました当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下「旧対応方針」といいます。)につき、有効期限が平成22年6月29日開催の当社定時株主総会終結の時までとなっておりますが、当社の企業価値の向上および株主共同の利益確保の観点から、旧対応方針の延長の是非も含めその在り方について継続的に検討してまいりました。旧対応方針導入後、金融商品取引法が施行となり、公開買付制度が改正されたことから、買収防衛策導入の目的である検討に必要な情報と時間の確保については、ある程度担保されたとの見方もありますが、当社といたしましては、濫用的な買収への抑止効果、公開買付開始前の交渉時間の確保、検討期間としての一定日数の確保、買収についての十分な情報の確保などの点から、旧対応方針はなお有用であると判断し、当社定時株主総会における承認を条件として、関係法令の施行、改正などに伴う所要の修正を加えた上で、旧対応方針と実質的に同一の内容(以下、修正後の対応方針を「本対応方針」といいます。)にて更新することを平成22年5月14日開催の当社取締役会において決定いたしました。本対応方針につきましては平成22年6月29日に開催された当社定時株主総会において株主の皆様承認をいただきました。本対応方針は、特定株主グループの議決権割合が20%以上とすることを目的とする大規模買付行為にあたって、遵守すべきルールを定めたものです。詳細につきましては当社ホームページ(<http://www.nippon-shinyaku.co.jp/>)をご参照願います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス
【参考資料：模式図】

